

令和 7 年（2025 年） 3 月 3 日

姫路市教育委員会 様

姫路市情報公開・個人情報保護審査会

会長 小川 一茂

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

令和 6 年 11 月 15 日付け姫教委指令総第 13 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

「学校が保有している学級編制の引き継ぎ資料（学校での生活・家族のこと・長所・短所・リーダー性など）」についての保有個人情報部分開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

第1 審査会の結論

姫路市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、令和6年9月12日付け姫教委指令学指第22号、同第23号及び同第24号で審査請求人に対して行った保有個人情報の部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、令和6年8月27日付けで、実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、「学校が保有している学級編制の引き継ぎ資料（学校での生活・家族のこと・長所・短所・リーダー性など）」（審査請求人への聞き取りにより●●と●●が通学する姫路市立●●小学校であることを確認）についての3件（併せて行った、審査請求人の●●及び●●それぞれの法定代理人としての同旨の請求を含む。以下審査請求人並びに審査請求人の●●及び●●を「本人」という。）の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、同年9月12日付けで本件開示請求に対し、対象保有個人情報を姫路市立●●小学校（以下「当該小学校」という。）における「令和●年度 第●学年 学級編制引き継ぎ資料」及び「令和●年度 第●学年 学級編制資料」（以下「本件文書」という。）と特定し、その一部が法第78条第1項第6号に規定する不開示情報に該当するとして本件処分を行った。
- 3 審査請求人は、実施機関に対し、同年9月30日付けで、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書、反論書、意見書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

- 1 子供が学校生活で嫌な思いをする出来事が起きたことが発端であり、学校が保有している情報を教えてほしいという思いから始まっている。そのため、本件開示請求については、本人の事柄を開示請求したにすぎず、本人以外の情報を不開示とし、本人の情報については全部開示すべきである。
- 2 今日、自己情報をコントロールする権利が重視されるようになっており、本件文書が、教員の決めつけにより子供の人権や尊厳を踏みにじる内容や違法性がある内容となり、信憑性に欠けた信用毀損の資料をそのまま放置されることがないよう抑止力となるた

めにも当該情報を開示すべきである。

- 3 本件開示請求により開示された保有個人情報、タイトル以外すべてが黒塗りになっており、真実なのか虚偽なのか違法なのか分かりかねるにもかかわらず、「一文字だけでも部分開示」と解釈していることへの不服を申し立てる。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書、諮問説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

- 1 本件文書は、児童が円滑に学校生活を送ることができるよう、学級編制において適正な審議・検討・協議を行うために学校が作成した資料であり、開示を前提とするのであれば、ありのままに記載することを差し控えたり、画一的な記載に終始したりするなどし、記載内容が形骸化、空洞化し、指導、教育のための基礎資料とならなくなり、学級編制における適正な審議・検討・協議に支障を来すことは明白である。当該小学校を含む市立学校においては、どのような要素を基に学級編制を行うか等の情報は一切公開しておらず、引継項目や氏名の並び順を開示することは、学級編制の作業過程を示すことにつながり、今後、学級編制や各項目に関して児童や保護者からの要求への対応が増える等、その後の円滑な学校運営に混乱を生じさせるおそれがある。以上により、本件文書のうち不開示とした部分は、法第78条第1項第6号の不開示情報に該当する。
- 2 また、本件文書には、開示請求者（審査請求人の●●及び●●）以外の児童に関する情報も記載されており、本件文書のうち不開示とした部分は、法第78条第1項第2号の不開示情報にも該当する。（本号該当性については、弁明書において追加で主張したものである。）
- 3 本件文書の標題は、不開示情報に該当しないため開示したものであり、開示した部分があることにより部分開示とした。（法第79条第1項該当性については、弁明書において追加で主張したものである。）
- 4 本件処分には、違法又は不当な点は存在しないことから、本件審査請求の棄却を求める。

第5 審査会の判断

- 1 本件処分における不開示情報について
本件処分により、実施機関は、本件文書に記録された開示請求者（審査請求人の●●及び●●）を含む児童に関する情報を不開示情報（以下「本件不開示情報」という。）としている。
- 2 学級編制引継ぎ資料及び学級編制資料（以下「学級編制資料」という。）について
市内の学校園においては、新年度の学級編制を行う際に、より良い学級編制となるように、多岐にわたる項目について考慮し慎重に審議・検討・協議を重ねている。その際

の、率直な意見交換のための重要な基礎資料となっているのが学級編制資料である。実施機関は、当該資料は毎年度行う学級編制ごとに作成され、指導要録等では十分に伝えきれない前年度担任からの引継ぎ情報も含まれているが、長期に保存し削除や追記をして更新していくものではないと説明している。

3 法の定めと該当性について

- (1) 法第 78 条第 1 項本文は、「行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と定め、同項第 6 号において、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

本件不開示情報は、当該小学校が、学級編制を行う際に、慎重に審議・検討・協議を重ねるための基礎資料として作成した学級編制資料に記載された「引継項目」や「児童氏名」及び「その並び順」等の情報である。これを開示するのであれば、ありのままに記載することを差し控えたり、画一的な記載に終始したりする等、記載内容が形骸化、空洞化した資料となり、当該資料に基づいた審議・検討・協議においては、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある。

そのため、本件不開示情報は法第 78 条第 1 項第 6 号に該当する。

- (2) 法第 78 条第 1 項第 2 号は、「開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定し、同号ただし書の「イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても当該情報を開示しなければならない旨規定している。

本件不開示情報のうち、本件文書に記載された開示請求者（審査請求人の●●及び●●）以外の児童に関する情報は、特定の個人を識別することができるものであるため法第 78 条第 1 項第 2 号本文に該当し、また、その情報の内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

- (3) 法第 79 条第 1 項は、「行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」と規定している。

本件文書に記録された不開示情報に該当する部分は容易に区分できるため除き、不開示情報に該当しない標題のみについて開示したものであり、部分開示としている。

- (4) 以上により、本件処分は妥当である。

第 6 結論

以上のことから、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

審 査 の 経 過

年月日	審査会	経過
令和6年11月15日	—	諮問書提出
令和6年12月20日	令和6年度第7回審査会	諮問説明（実施機関） 口頭意見陳述（実施機関） 審議
令和7年1月20日	令和6年度第8回審査会	口頭意見陳述（審査請求人） 審議
令和7年2月14日	令和6年度第9回審査会	審議
令和7年3月3日	—	答申